

福岡県立久留米筑水高等学校生徒心得

1 総 則

生徒は本校教育目標に従い、自主的に学校生活の秩序を保ち、相互の敬愛と協力、英知の結集によって、実行・奉仕の校風を樹立し、明朗・健全な学校を創るよう心掛けなければならない。

2 礼 儀

礼は尊敬、親愛の心の表れであり、言葉は心の鏡である。先生、先輩に対してはもちろん、お互いの間でも常に礼儀を重んじ、大きな声であいさつをし、本校生徒としての品位を高めよう。※先生や先輩など目上の方や外部からのお客様などに対しては、常に敬語を使い、あいさつすることを忘れず、失礼がないように心を配らなければならない。

3 登・下校

(1) 定められた時刻を厳守する。

①課外授業始業時刻 7時40分

②登校時刻(朝のホームルーム) 8時45分

③下校時刻 4月～9月 19時30分 10月～3月 19時 完全下校。

但し、土・日・祝日は17時完全下校。部活動生徒も同様。

4 校内生活

生活環境の整備は生徒各自の責務である。常に清潔・整頓に努め、校内の美化に努めること。

(1) 常に始業5分前までに登校するように心がけること。

(2) 部室の利用は、部活動規定第5条による。

(3) 食堂の利用は、1限目終了以降の休み時間・昼休み・放課後に行うこと。

教室や食堂以外での飲食はしない。

(4) 次の場合は、許可を受ける。

①備品・体育器具など公共物の使用

②登校時から放課後までの間の外出

③校内放送

(5) 校内及び学校周辺における政治的活動を禁止する。

(6) 生徒同士での営業行為や取引行為、その他の勧誘またはそれに関連する迷惑行為を行ってはならない。

5 校外生活

常に本校生徒としての本分を自覚し、責任をもって行動すること。

(1) 外出の際は家人に行き先などを告げ、夜間の外出は厳に慎み、深夜に外出してはならない。無断外泊は禁止する。

(2) 不健全な場所への立ち入りは禁止する。

(3) アルバイトは原則禁止とする。特別な事情などがある場合は事前に届け許可を受けること。無届けの(許可を受ける前に)アルバイトをした場合は、特別指導の対象となる。

(4) 暴力行為・飲酒・喫煙・シンナー吸引・薬物乱用及びこれらに類する行為は一切禁止する。

(5) 交通ルールを守ること。また暴走行為をしたり、見物に行ったり絶対にしないこと。

(6) 校内及び学校周辺における政治的活動を禁止する。

(7) 生徒同士での営業行為や取引行為、その他の勧誘またはそれに関連する迷惑行為を行ってはならない。

6 欠席・遅刻・早退

- (1) 病気その他のやむを得ない事由により遅刻・欠席しようとする生徒は、保護者を通して学習支援サービスの遅刻・欠席フォームで8時15分までに送信すること。それ以降は電話で必ず学校に連絡すること。
- (2) 遅刻して入室する際は、職員室で入室許可証に理由を記入し教科担任に提出すること。
- (3) 病気その他のやむを得ない事由により早退をしようとする生徒は、事前に担任に申し出ること。

7 所持品

- (1) 身分証明書は常時携帯する。生徒心得をよく読み、実行すること。
- (2) 危険物及び学習に不要な物品の持ち込みについては禁止する。
- (3) 所持品には、必ず記名する。
- (4) 貴重品はカバンなどに入れることなく、常に身につけておく。(自己管理をする。)
- (5) 靴は指定された靴箱に入れること。
- (6) 校舎内では指定のスリッパを使用すること。
- (7) 必要以上の金銭を所持しないこと。
- (8) 金銭の貸借をしない。
- (9) 他の者の物品を無断借用しない。
- (10) 所持品を紛失した場合や盗難などがあった場合は、直ちに担任に届け出る。

8 携帯電話・スマートフォン

- (1) 携帯電話・スマートフォンの使用については、ルールや公共のマナーを守ること。なお、校内での使用を許可する時間、場所は以下の通り。
 - 時間：朝（～8時40分）、昼休み、放課後
 - 場所：教室、食堂（昼休みのみ）、校舎外（放課後のみ）

※ 上記以外の時間は電源を切った状態でカバンの中に入れておくこと。
- (2) 携帯電話・スマートフォンの使用に当たって、以下のルールを守ること。
 - ①校内外の歩きスマホや自転車乗車中の使用はしないこと。(イヤフォン等の使用不可)
 - ②プライバシー保護の観点から、授業等で先生から許可を得た場合を除き、写真や動画等の撮影及び音声の録音は禁止する。また、それらの個人情報データを許可なくSNS等にアップしないこと。
 - ③使用する際はマナーモードにするなどして、音を外部に出さないようにすること。
 - ④ゲームをしたり、生徒同士で集まって使用するのは禁止。
 - ⑤学校内の電源を使った充電は禁止。
- (3) 指導回数に関わらず、下記の行為については以下の指導とする。
 - 考査中の教室への携帯電話（スマホ）持ち込み → 特別指導（停学）
 - 携帯電話（スマホ）の授業中の使用 → 生徒指導主事注意（保護者召喚）～ 停学
 - ※授業中の使用：授業中にバッグから出す・手に持つ・机の中に入れる・ポケットの中に入れる（入っている状態を含む）
 - 考査・授業以外で使用不可な時間及び場所における携帯電話（スマホ）の使用 → 生徒指導主事注意（本人のみ） 保護者連絡 書き取り指導
- (4) 携帯電話・スマートフォンの使用状態が悪化した場合は、職員会議で協議し、学校長の決裁で携帯電話・スマートフォンの校内使用を禁止することもある。

《 服装・頭髪規定 》

服装・頭髪などの身だしなみを整えることは、心を整える、生活を整えることと直結している。また、他人に不快感を与えないため、ひいては本校と本校生徒が地域の方々から愛され続けるために必要なことである。日頃から面接試験を意識した身だしなみを心がけることが大切である。

1 頭髪（男女共通）

常に端正で清潔、自然な形を基本とし、飾りになるようなものをつけてはならない。髪は、前髪が目には掛からないように切るか分けること。極端（変形・奇抜）な髪型は禁止とする。染色・脱色、パーマ、エクステの使用は禁止とする。

また、結髪については、実習や実験、実技等で衛生管理上又は危険が伴う場合など然るべき場合・状況である時には、その指示による。結髪をするときは黒・紺・茶のゴムを使用する。リボンや髪飾り等をつけてはならない。髪を留める場合は目立たないヘアピンを使用し、色は黒・紺とする。

2 制 服

制服は学校指定のものを着用する。日常の学校生活、登・下校に加えて、休日などに学校に登校する際や対外試合などに参加する場合は原則制服とするが、各部活動で統一したものや体操服も可とする。改造した制服や違反の制服は一切認めない。季節による衣替え期間は設けないため、気候に合った服装を考えて着用する。

(1) 「男子」

- ①冬服 学校指定のブレザーとスラックス。ブレザーの中は学校指定の長袖シャツとネクタイ。
※ブレザー着用時には、長袖シャツの袖口ボタンは必ず留める。
※シャツの裾は、必ずスラックスの中に入れる。長袖シャツ着用時は、必ずネクタイを着用すること。
- ②夏服 学校指定の半袖シャツとスラックス。
- ③半袖シャツの上に学校指定のベストを着用してもよい。
- ④シャツに中に着るものについては無地（胸が目立たないワンポイントまでは可）の白・グレー・ベージュ・黒・紺のシャツ（ただし、透けて外から見えないもの）とする。シャツの袖、裾、襟から出すことは不可とする。

(2) 「女子」

- ①冬服 学校指定のブレザー・スカート・スラックス・長袖シャツ・リボンまたはネクタイ。
※ブレザー着用時には、長袖シャツの袖口ボタンは必ず留める。
※長袖シャツ着用時は、裾をスカート（スラックス）の中に入れる。必ずリボンまたはネクタイを着用すること。
- ②夏服 学校指定の半袖シャツ・スカート・スラックス。
- ③半袖シャツの上に学校指定のベストを着用してもよい。
ブレザーの中に半袖シャツを着用する場合は、必ずリボンまたはネクタイを着用すること。
- ④冬・夏服ともスカート丈は、直立の姿勢で膝にかかる程度の長さであること。
短くするなどの補正や腰からの折り曲げなどは絶対に行わないこと。
- ⑤シャツに中に着るものについては無地（胸が目立たないワンポイントまでは可）の白・グレー・ベージュ・黒・紺のシャツ（ただし透けて外から見えないもの）とする。シャツの袖・裾・襟から出すことは不可とする。

3 ベルト

- (1) 「男子」派手なもの・奇抜なものは禁止する。
- (2) 「女子」スカートでの使用は禁止。スラックスには、派手なもの・奇抜なものは禁止する。

4 靴 下

靴下の色は、白・黒・濃紺・グレーの無地（ワンポイント〔5 cm以内〕まで可）とする。（但し、式典時は黒または紺のみ）ルーズソックス・レッグウォーマー類は禁止。ストッキングやタイツ等は網目の小さなもので、色は黒またはベージュの無地。

5 通 学 靴

華美でないものとする。かかとを踏んでの着用は禁止。

6 防 寒 具

- (1) 防寒具を着用する際は冬服（ブレザー）の上に必ず着用する。
- (2) 登下校時の防寒具は、教室での着脱を認める。
- (3) 校舎内の教室移動などの際は着用を認めない。

7 その他の規定

- (1) ピアス・ペンダント・ネックレス・ブレスレット・アンクレット・指輪・付け髪・カラーコンタクト・その他の装飾品類は禁止する。
- (2) 化粧は禁止する。リップクリーム・日焼け止めを使用する場合は無色のものとする。
- (3) 眉については整える程度は認める。但し、全剃りやラインを入れる等奇抜な形にしない。
- (4) まつエク・アイプチ・まつげパーマ等は禁止する。
- (5) 手足の爪はきちんと切りそろえ、マニキュア・ペディキュア類はしてはならない。
- (6) 通学に際してのバッグは特に指定しない。華美でないものを使用する。

《 交通規定 》

交通法規・交通道徳を遵守し、安全に十分注意しよう。

1 運転免許の取得

- (1) 原動機付自転車（原動機付自転車を以下「原付バイク」とする。）
 - ①免許取得に関しては、原付バイク運転免許のみ認める。（自動二輪の免許取得は認めない）
 - ②原付バイク運転免許取得に関しては、原付バイク運転免許取得許可願に必要事項を記入し、保護者・担任の承認印を得て、生徒指導課へ提出する。
 - ③原付バイク運転免許を取得した生徒は、速やかに運転免許証取得届に免許証のコピーを添付し、生徒指導課に提出する。
 - ④原付バイク運転免許を取得できるのは、長期休業中とする。（1年生は、夏休み以降取得可能とする。）
 - ⑤原付実技講習については、授業や学校行事に支障のない日に受講を認める。
 - ⑥原付免許試験については、長期休業中・学校行事の振替休日に受験すること。
 - ⑦無届けで免許を取得した場合は、特別指導の対象とする。
- ※原付バイク運転免許以外の取得は、特別指導の対象とする。取得した免許状については、保護者に返却し、保護者預かりとする。

(2) 普通自動車・準中型自動車（以下「自動車」とする）

- ①免許取得を希望する者は、保護者の承認印を得て、事前に運転免許取得許可願を生徒指導課に提出すること。取得後は免許証のコピーを運転免許取得届に添付し生徒指導課に提出すること。
- ②自動車学校に入校できる時期は3年次夏休み以降とし、通学については放課後もしくは休日や長期休業中などとする。決して授業の欠課などを招くことがあってはならない。
- ③卒業するまでに運転するときは、保護者同乗を条件とする。（但し、原付バイク免許の無断取得や交通法規に関する違反等があった場合は認めない。）単独または友人同士での運転はしないこと。

※無届けで免許を取得した場合や単独または友人同士での運転した場合は特別指導の対象とする。特別指導を受けた際は、取得した免許証については、保護者に返却し保護者預かりとする。

2 自転車通学

- (1) 近距離の者は、できるだけ徒歩で通学する。
- (2) 担任を通して登録し、学校指定のステッカーを貼る。
- (3) 任意保険等に必ず加入すること。また、防犯登録をすること。
- (4) 登校後、指定の場所に置き必ず施錠すること。
- (5) 定期的に点検・整備を行い、絶対に改造などを行わないこと。
- (6) 交通マナーを守り、道路交通法を遵守すること。
- (7) ヘルメットの着用は任意とするが、事故による被害を軽減させるため、乗車用ヘルメットの着用を推奨する。

《道路交通法において自転車運転に係る禁止事項》

- ア) 二人乗り イ) 並列運転 ウ) 傘差し運転（雨天時の運転は、雨ガッパを着用する）
エ) 音楽プレイヤー・携帯電話のしながら運転 オ) 無灯火運転 カ) その他

3 原動機付自転車通学（原動機付自転車を以下「原付バイク」とする。）

- (1) 原付バイクで通学を希望する者は、原付バイク通学許可申請書及び誓約書に必要事項を記入し、保護者・担任の承認を得て、生徒指導課へ提出する。
- (2) 学校から実測距離7Km以上で、公共交通機関での通学が困難な者については、申請があれば審議の上許可する。なお、学校周辺の交通事情等により制限する場合がある。
- (3) 特別な事情のある者については、その都度検討する。
- (4) 1年生については、2学期以降に通学可能とする。
- (5) 通学許可の日に原付バイクの点検を受ける。通学に使用する原付バイクについては、学校で許可した原付バイク（排気量については50cc、改造などは認めない。）に限る。そして、学校指定のステッカーを所定の場所に貼る。
- (6) 原付バイク通学許可者は、二輪車安全運転実技講習の受講を条件とする。受講しなかった場合は、次の講習まで通学を禁止する。
- (7) 通学者は、許可条件を満たさなくなったり、悪質な違反・指導拒否などがあった場合は許可を取り消す場合がある。
- (8) 通学時には、次のことを遵守すること。
 - ①ヘルメット（フルフェイス）を必ず着用する。
 - ②雨天時は、雨ガッパを着用すること。
 - ③手袋を必ず着用すること。
 - ④原付バイクの貸し借りは絶対にしない。
 - ⑤原付バイクは、日頃より点検整備に努めること（改造等は認めない。）
- (9) 事故・交通違反があった時は、速やかに担任に報告し報告書を提出すること。

4 列車・バス通学

列車・バス通学生は車内の規則を守り、まわりの人たちに迷惑をかけない。また駅のホームやバスの停留所などでも、迷惑になるような言動・行動はとらない。

5 その他の問題行動については、その都度協議する。

《アルバイト規定》

1 アルバイトは原則として禁止する。

2 やむを得ずアルバイトをする必要がある生徒は、アルバイト先と連絡を取り、担任と相談のうえ、必ず「アルバイト承認願」を事前に提出し、学校長の承認を得ること。

3 次の事項に該当する場合はいかなる理由があろうとも承認できない。

- (1) 学業成績不振者
- (2) 出席状況不良者
- (3) 酒類を扱う業種
- (4) 自動車や単車を利用する仕事
- (5) 危険を伴う仕事
- (6) 21時以降の仕事

※1年生は原則2学期以降とする。(学校生活に慣れるため)

4 アルバイト許可誓約事項違反の場合はアルバイトを休止させる。

5 無届アルバイトは特別指導の対象となる。